

最終更新日:2016年6月29日

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉田立志

問合せ先:代表取締役副社長 経営管理本部長 吉田尚洋 TEL:054-205-6363

証券コード:5280

http://www.yoshicon.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは経営判断の迅速化を図り、経営の透明性を高めるために経営チェック管理機能を充実させることは重要な経営課題であると認識し、経営の諸問題に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社グループは、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ワイズ株式会社	2,019,000	25.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	493,000	6.13
吉田 幾男	345,000	4.29
太平洋セメント株式会社	320,000	3.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	248,800	3.09
株式会社静岡銀行	248,800	3.09
株式会社みずほ銀行	248,800	3.09
株式会社商工組合中央金庫	218,700	2.72
ヨシコン取引先持株会	214,900	2.67
株式会社ザ・トーカイ	202,500	2.52

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤堀一通	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤堀一通		——	赤堀一通氏は土地家屋調査士として不動産登記・測量業務に精通しているため選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役3名のうち2名が社外監査役であり、取締役会や経営戦略会議等に出席し取締役の業務執行の状況を監査しているほか、取締役会議事録・稟議書あるいは重要な契約書等の確認により監査役機能の充実を図っております。

また会計監査については、有限責任監査法人トーマツに依頼し会計の適正な処理に務めております。監査役会は有限責任監査法人トーマツより会計監査人が実施した監査内容につき、報告を受けております。

内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき日々の業務執行の適正性につき監査を実施し、監査役会において内部監査の結果等について報告しております。監査結果の個別問題につき情報の共有化を図るとともに、修正項目及び指摘事項については代表取締役社長に報告の上、修正・改善を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松山 和弘	他の会社の出身者													
影山 孝之	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松山 和弘			静岡県警察の出身者であり、警察業務等に精通しているため、法務やリスクの見地から選任しております。
影山 孝之	○	——	名古屋国税局の出身者であり、税務業務に精通しているため、税務・会計の見地から選任しております。 なお、税理士の専門的な知見等により客観的、中立的な視点で適切な監査を行い、かつ、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

平成27年6月26日現在、特段実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

取締役8名 310,600千円（うち社外1名 1,800千円）

（注）上記報酬額には、平成28年6月24日開催の第48期定時株主総会で承認された役員賞与100,000千円（取締役4名）を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で承認された方法により決定しております。報酬等の決定方針としては、成果等を考慮してその都度決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役をサポートする機関の体制は構築しておりませんが、検討事項が発見された場合には内部監査室が中心となり、問題解決のための調査・報告を行う体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【業務執行】

取締役会、経営戦略会議等を毎月開催し、経営に関する重要事項につき意思決定を行うとともに、業務執行の状況につき監督を行っております。

【監査・監督】

内部監査につきましては内部監査室を設置し、年間の内部監査計画に基づき業務監査及び会計監査を随時実施し、内部牽制機能の充実に努めております。また、監査役監査につきましては、常勤監査役を中心に取締役会等の重要会議に出席し、取締役から独立した立場で積極的な意見表明を行っております。

会計監査人の状況

監査法人名 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 篠原孝広

指定有限責任社員 業務執行社員 早稲田宏

【報酬決定等】

取締役及び監査役の報酬については、株主総会で決議された範囲内で支給しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社グループは監査役制度を採用しており、全取締役及び監査役を出席者として毎月経営戦略会議を開催しております。この会議は取締役会として、重要な経営上の意思決定を実施しており、取締役・監査役以外にも各業務担当部長も参加し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役等と業務担当部長が一同に会してコミュニケーションを深め、組織のフラット化に努めております。

また、牽制機能として、経理部門、総務部門を含む経営管理本部とレジデンス事業、不動産開発事業、賃貸・管理等事業及びマテリアル事業の各業務部門との相互牽制機能を強化するため完全分離しております。また必要に応じて組織規程や職務権限規程などの社内規程の見直しを実施し、内部監査室により各部門の内部監査を実施することとしております。

内部監査につきましては、内部監査室（1名）が中心となり、各事業部の部署の監査を実施し社内規程との整合性を図るとともに業務の改善に努めております。内部監査室は、内部監査の結果等につき監査役会において報告しております。

当社グループには社外取締役が1名、監査役は3名のうち2名が社外監査役であるため、社外役員によるチェック体制が十分に機能していると考えております。社外取締役又は社外監査役は、内部監査室、監査役会及び会計監査人と随時相互連携しながら監督・監査を行っております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、毎年株主総会の開催が集中すると予想される6月末日付近を回避して株主総会を設定しております。なお、第48期定時株主総会は、平成28年6月24日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年11月及び平成27年12月に代表取締役副社長が説明を行う説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.yoshicon.co.jp)のIR・投資家情報に決算短信、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役副社長 経営管理本部長 吉田尚洋	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、法令などの社会規範を遵守すべきことはもちろんのこと、自然・地球環境や企業を取り巻くすべての利害関係者への配慮が不可欠であり、高い倫理観に基づき社会的良識に従って行動することが、当社の健全な発展に不可欠との認識の下に、「企業倫理行動規範」及びこれに従った企業の取締役及び使用人の行動の確実な実行を確保するため、具体的な行動指針「コンプライアンスガイドライン」を制定しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な機密情報につきましては、取締役会規程及び情報管理規程に基づき、社長が総括責任者として経営管理本部担当取締役を情報管理担当役員に指名し、適正厳格な情報管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

各リスクの管理は、各々のリスク管理部署がリスク状況のモニタリングを行うことにより、適切に必要な措置を講じることを原則としております。またリスクの複雑化、影響の増大に対処するため、リスク管理の高度化を図るべく、当社に組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各取締役は職務権限規程に基づき職務を執行するとともに、取締役会、経営戦略会議等を毎月開催し、経営に関する重要事項につき意思決定を行っております。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの整備・運用状況を把握するとともに、その有効性につき継続的に評価、改善活動を行っております。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社の諸規程は、子会社に特段の定めがある場合を除き子会社すべてに及び、企業集団の業務の執行を管理する基準であり、内部監査室が中心となり当社グループにおける内部統制システムの有効性のチェックを行っております。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の業務補助又は監査役会の事務局として、監査役スタッフを配置しております。監査役は、監査役スタッフの人事に関して取締役と意見交換を行うものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、経営戦略会議等の重要な会議に出席し取締役の業務執行の状況を把握するとともに、内部通報制度として会社及び子会社の社員等からの組織的または個人的な法令違反いし不正行為に関する相談または通報について適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見、是正ならびに防止を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「企業倫理行動規範」及び「コンプライアンスガイドライン」に基づき、反社会的勢力に対しては取引関係等を一切有さず、また不当な金銭等の要求に対しては断固たる態度で拒否することにより反社会的勢力の排除に努めております。

その担当部署としては経営管理本部が中心となり、地元警察署や弁護士と随時連絡をとるとともに、静岡県企業防衛対策協議会に加盟し地元企業との連携を図るなど、情報収集を進めております。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

